

監査報告書

令和 3 年 6 月 7 日

社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会
会 長 福 井 政 吉 殿

監事 丹 野 孝 昇
監事 上 埜 二 郎

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- (3) 会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの蔓延に伴う「緊急事態宣言」や北海道独自の「非常事態宣言」が発令される中での事業展開となり、実施時期の変更や規模縮小をせざる得ない年となりましたが、創意工夫を図り「ふれあい交流会」「はつらつ楽習 脳の健康教室」「サロン開設支援」など、高齢者の介護予防・引き籠り防止事業やボランティアの協力による「手助け隊事業」など在宅高齢者の生活支援事業など各種事業に取組み、事業実施にあたっては、利用者の新型コロナウイルス感染防止を最優先に、三密対策を基本にマスク着用、手指消毒など、利用者の安心・安全を徹底した上で事業が行われました。

また、当社会福祉協議会の事業利用者及び役職員と家族、さらに、介護保険事業利用者等から感染者を出さないための努力も認められた。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。